

## 近畿本部経営工学部会 規約（2023.04.08 改訂）

### （名称及び所在地）

第1条 本部会は、近畿本部経営工学部会という。  
公益社団法人日本技術士会 近畿本部内に本部会をおく。

### （目的）

第2条 本部会は、経営工学に関する技術情報・業務情報その他有用な情報を交換し、会員相互啓発の実をあげると共に、協業化の原点となる協調への土壌を培う事を目的とする。

### （組織）

第3条 本部会は、下記の者で構成される。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 1名
3. 幹事 若干名
4. 会計幹事 1名
5. 監査役 1名
6. 顧問、アドバイザー 若干名（部会長、もしくはこれに準ずる経験者）
7. 統括本部部会との連絡担当幹事 1名（幹事との兼務可）
8. 部会員 公益社団法人日本技術士会の会員、準会員であり、且つ本部会への入会登録を行った者を部会員とする。

### （役員）

第4条 部会長は部会員の中から互選され、近畿本部長が近畿本部役員会の承認を得て選任する。  
副部会長、幹事、会計幹事、監査役、顧問、連絡担当幹事は、部会長が部会員の中から選任する。  
部会長、副部会長、幹事、会計幹事、監査役、顧問、連絡担当幹事の任期は2年とし、再選を妨げない。但し、部会長は通算3期6年を限度とする。

### （任務・分担）

第5条 部会長は、本部会を代表しその運営を総括する。  
副部会長及び幹事は、部会長を補佐する。  
会計幹事は部会の会計事務を行う。  
監査役は部会の会計監査と業務監査を行う。  
顧問およびアドバイザーは、大所高所から部会活動全般へのアドバイスを行う。  
統括本部部会との連絡担当幹事は、統括本部経営工学部会との連絡窓口を担う。

### （部会・例会）

第6条 本部会は原則として2ヶ月に1回開催するものとし、必要に応じて臨時に開催する。  
本部会の内容は、研修会及び見学会とする。

### （会費等）

第7条 部会員は、次の費用を負担する。

1. 入会金及び年会費等の会費は徴収しない。
2. 本部会の運営費用は、通常部会・例会（研修会）の参加費を以って賄う。  
通常部会・例会（研修会）の参加費は別表1に定める。

3. 見学会・特別例会等の参加費は、参加会員から目的に対応する費用を徴収する。  
但し、部会員以外の参加者については、部会長が参加承認の上、上記参加費に加え別表2に定める追加料金を徴収する。
4. 納入した参加費や追加料金の返還は、原則しない。

(活動必要経費等の支給)

第8条 本部会の活動に伴う経費を支給する。

1. 研修会等 講師への謝金  
会員講師：10,000円  
会員外講師：会員講師と同等を原則とするが、特殊事情の場合は部会長に一任。
  2. 見学会等  
見学先企業の調査費：調査に要した実費  
見学先企業への謝金：1件あたり5,000円程度のお土産代
  3. 役員会で承認された、他本部・他部会、関連学会・関連団体等との活動に要する交通費・旅費、その他費用：実費支給
- 2, 3項による実費請求は、所定の様式に従い作成・会計幹事に提出、部会長の承認を得て支給する。但し3項の交通費・旅費は、①路線距離20Km未満は1日当たり1,000円、②20Km以上50Kmは1日当たり3,000円、③50Km以上は、原則として一人のみ実費支給を認める。支給額は「日本技術士会役員等国内旅費交通費支給規則 (IPEJ 13-2-2003)」を準用するが、上限を30,000円とする。日当、宿泊費等は支給しない。

(会計年度)

第9条 本部会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の改定)

第10条 本部会の規約改廃は、総会の出席者の2/3以上の賛同を得て決定する。

(雑則)

第11条 本規約外の事項については、部会長の承認を得て実施する。

(付則)

第12条 令和5年4月8日より実施する。

制定：平成15年4月1日

改訂：平成20年2月23日

改訂：平成21年12月12日 (第7条但し書き)

改訂：平成23年9月3日 (公益社団法人化に伴う改訂)

改訂：令和5年4月8日 (WEB開催併用に伴う改訂)

公益社団法人 日本技術士会近畿本部  
近畿本部経営工学部会  
部会長 荒井 一彦

別表 1. 通常部会・例会（研修会）の参加費

会員区分	参加費
部会員	500 円
日本技術士会員（正会員、準会員）	500 円
上記以外（要、部会長承認）	2,000 円

別表 2. 見学会・特別例会の追加料金

会員区分	参加費
部会員	0 円
日本技術士会員（正会員、準会員）	1,000 円
上記以外（要、部会長承認）	1,000 円